

8月号（503号）

Y 県知事は、A からの都市計画法（以下「法」とする）29 条 1 項の開発許可の申請に対し、開発許可処分をした（以下「本件許可」という）。これに対し、本件許可に係る開発区域周辺の住民が、本件許可は法 33 条所定の基準に適合しない違法なものであると主張して、取消訴訟を提起したが、その訴訟係属中に本件許可に係る開発行為に関する工事が完了した。法 36 条 2 項の完了検査はまだ受けていない。この場合、本件許可の取消しを求める（狭義の）訴えの利益は存在するか。なお、本件許可に係る開発行為は市街化調整区域以外の場所において行われるものである。

7 月号（502 号）

Y 県知事は、A からの都市計画法 29 条 1 項の開発許可の申請に対し、開発許可処分をした（以下「本件許可」という）。当該申請に係る開発行為の内容は、A が、Y 県内の急傾斜の斜面上の土地に 6 階建てのマンションを建築するための前提として、当該土地を縦 15 メートルから 25 メートルにわたって掘削して整地するというものである（以下「本件開発行為」といい、本件開発行為を行う土地の区域を「本件開発区域」という）。

本件開発区域および周辺の土地は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制区域（3 条 1 項）に指定されており、また急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域（3 条 1 項）に指定されている。また、歴史上、豪雨の際に、がけ崩れおよび土砂災害が発生していることが記録されている。

本件開発行為に反対する X1～X3 は、本件開発許可の取消訴訟を提起することにした。X1 は、本件開発区域内の土地の一部について、自分が真の所有者であると主張しており、自分の預かり知らないところで開発行為が行われようとしていることに不満を持っている。X2 および X3 は本件開発行為に伴いがけ崩れや土砂災害が発生することを懸念している。X2 は、本件開発区域の斜め下方 50 メートルに位置する住宅に居住しており、X2 の居宅と本件開発区域との間には、途中に膨らむ尾根地が介在している。X3 は、本件開発区域の真下に位置する土地建物の所有者であるが、自身は居住していない。

X1～X3 の原告適格について論じなさい。

6月号（501号）

Y県は、都市施設（都計11条1項1号）として、「A駅通り線」（本件道路）の新設を計画し、その位置、区域等を都市計画に定めた（同条2項）（本件都市計画決定）。Xの所有する土地（本件土地）はその区域に含まれていた。本件都市計画決定により、本件土地は、同法53条の制限を受けることになった。その結果、Xは、本件土地に3階建て以上の建築物を建築できなくなり、また、本件土地を売却しようにも、利用制限を受けた土地として、評価額が下がるため、希望する価格で売却することが困難となっている。また、本件土地は実際に本件道路が建設される際には下記のような手続で収用されることになる。本件都市計画決定を違法と考えるXは、どのような訴訟を提起すべきか、検討しなさい。

＊土地収用の流れ

都市計画施設の整備に関する事業は都市計画法59条の認可（事業認可）を受けて行われるが（同法4条15項）、同認可は土地収用法20条の事業認定に代わる行為とされており（都計69条・70条）、その後、施行者は、原則として1年以内に限り、都道府県収用委員会に対して収用裁決の申請ができる（収用39条1項）。収用裁決は、権利移転裁決と明渡裁決に分けられ、権利移転裁決では権利取得の時期、権利の対価についての損失補償が（48条1項各号）、明渡裁決では明渡しの期限、その他の損失補償が定められる（49条1項各号）。収用裁決の申請は、事業認可の告示で告示された事業内容と異なる場合や事業認可申請に添付された事業計画書記載の計画内容と異なる場合以外は、拒否されることはない（47条各号・47条の2第1項）

5月号（500号）

Xは、Z県Y市某所の山林を対象とする開発行為をするため、都市計画法29条1項の開発許可の申請をする事前準備として、当該開発行為に関係のある既存の下水道、道路等の管理者であるY市長に対して同法32条1項所定の同意を求めるとともに、当該開発行為に関する工事により新設される下水道、道路等を管理することになるY市長に対して同法32条2項の協議を求めたところ、Y市長から同意できない旨の回答（協議については協議しない趣旨を含む。以下「不同意」とする）を受けた。Xは不同意を処分とみて、取消訴訟を提起することを検討している。不同意は処分に当たるか。

〔参照条文〕

○都市計画法（抄）

第29条① 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、……都道府県知事（……）の許可を受けなければならない。（ただし書略）

②～③ （略）

第30条① 前条第1項……の許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者は、……次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。（以下略）

② 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面……を添付しなければならない。

第32条① 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

② 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者……と協議しなければならない。

③ 前二項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行うものとする。

第33条① 都道府県知事は、開発許可の申請があった場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（……）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。（以下略）

②～⑧ （略）

4月号（499号）

Xは、A省（国家公務員災害補償法3条1項にいう人事院が指定する国の機関）に勤務する国家公務員であるが、精神障害を発症し6か月間の休業を余儀なくされた。Xは、同疾病は過労によるストレスの結果であると考えて、A省にその旨を申し出た。しかし、A省の大臣Bは、Xの疾病は公務に起因するものではないと認定し、その旨をXに通知した。Xは国家公務員災害補償法による休業補償を受けるために、どのような訴訟を提起すればよいか。
〔参照条文〕○国家公務員災害補償法（抄）第9条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 休業補償
- 三～七 （略）

第12条 職員が公務上……疾病にかかり……療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の100分の60に相当する金額を支給する。（ただし書略）

第17条の9① 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

②・③ （略）

第24条① 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査を申し立てることができる。

② 前項の申立てがあったときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

③ 第1項の規定による審査の申立ては、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

○人事院規則16-10（職員の災害補償）

第20条 補償事務主任者は、その所管に属する職員について公務上の災害又は通勤による災害と認められる死傷病が発生した場合は、人事院が定める事項を記載した書面により、速やかに実施機関に報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務上のものである旨の申出があった場合……も、同様とする。

第23条① （略）

② 実施機関は、第20条後段の規定による報告に係る災害が公務上のもの又は通勤によるもののいずれでもないとして認定したときは、人事院が定める事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。